第十一条中第十二項を削り、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　港湾空港情報管理官は、開発建設部の所掌事務のうち、次に掲げる事務を整理する。

一　港湾等及び空港等に関する国の直轄の土木施設に係る状況、気象、水位及び地形に関する情報その他の情報の収集、処理及び提供に関すること。

二　港湾等の整備及び保全に関する工事の検査（工事の監査を含む。以下この項において同じ。）に関すること。

三　国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に係る工事の検査に関すること。

四　空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する工事の検査に関すること。

五　港湾の保安の確保に関すること。

第十九条の次に次の一条を加える。

（広報室）

第十九条の二　総務課に、広報室を置く。

2　広報室は第十三条第一号から第六号までに掲げる事務をつかさどる。

3　広報室に、室長を置く。

第二十三条第一号中「第四条第三号」を「第四条第一項第三号」に、「第二十四条」を「次条」に改め、同条第二号中「第九条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条第三号イ中「並びに」を「、」に改め、「相手方」の下に「並びに農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）第四十二条第三項の認可に係る業務の代理（次条において「再編強化法代理業務」という。）を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第二十四条第一号ニ中「並びに」を「、」に改め、「相手方」の下に「並びに再編強化法代理業務を行う農業協同組合、漁業協同組合及び水産加工業協同組合」を加える。

第二十九条第一項中「五人以内」を「六人以内」に改める。

第三十一条第一項中「七人以内」を「六人以内」に改める。

第三十三条第一項中「三人以内」を「二人以内」に改める。

第三十四条中「土地改良課」を「農村振興課」に、「食品・環境課」を「食料産業課」に改める。

第三十五条中第十一号を第十六号とし、第十号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　振興開発計画の作成及び推進に関する事務で農林水産部の所掌事務に関すること。

十五　農林水産部の所掌事務に関する相談に関すること。

第三十五条中第九号を第十二号とし、第八号を削り、第七号を第十一号とし、第六号を第十号とし、第五号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九　農林水産部の保有する情報の公開に関すること。

第三十五条中第四号を第七号とし、第三号を次のように改める。

三　農林水産部の所掌事務に係る公文書類の審査に関すること。

第三十五条中第三号の次に次の三号を加える。

四　農林水産部の所掌事務に係る広報に関すること。

五　農林水産部の所掌事務に係る災害対策に関する事務の総括に関すること。

六　農畜産物、飲食料品及び油脂についての物価対策に関する事務のうち農林水産部の所掌に係るものの総括に関すること。

第三十六条中第七号から第十五号までを削り、第六号を第十五号とし、第二号から第五号までを九号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の九号を加える。

二　農業経営の改善及び安定に関すること。

三　食料安定供給特別会計の農業経営安定勘定及び業務勘定の経理に関すること。

四　農業を担うべき者の確保に関すること。

五　農業及び農林漁業従事者の生活に関する知識の普及交換に関すること。

六　農業労働に関すること。

七　国有農地等の管理及び処分に関すること。

八　農地の権利移動その他農地関係の調整に関すること。

九　農業構造の改善に関すること。

十　農業委員会及び沖縄県農業会議に関すること。

第三十七条の見出し及び第一項中「土地改良課」を「農村振興課」に改め、同条中第十四号を削り、第十三号を第十五号とし、第十二号を第十四号とし、第十一号を第十三号とし、第十号を削り、第九号を第十二号とし、第八号を削り、第七号中「関すること」の下に「（地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の規定による地すべり防止区域及びぼた山崩壊防止区域の指定及び廃止に関することを除く。）」を加え、同号を第八号とし、同号の次に次の三号を加える。

九　農業の有する多面的機能の発揮の促進に関すること。

十　高齢者の農業に関する活動の促進に関すること。

十一　農業就業構造の改善に関すること。

第三十七条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　土地改良財産の管理及び処分に関すること。

第三十八条中第二号から第五号までを削り、第六号を第二号とし、第七号を第三号とし、第八号を第四号とし、第九号を第五号とし、同号の次に次の四号を加える。

六　米穀を主な原料とする飲食料品（酒類を除く。第四十条第三号及び第九十三条を除き、以下同じ。）の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

七　主要食糧の流通及び加工に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

八　主要食糧の生産、集荷、消費その他需給の調整に関すること。

九　農産物検査に関すること（消費・安全課の所掌に属するものを除く。）。

第三十八条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

第四十条中第六号及び第七号を削り、第五号を第六号とし、第四号中「関すること（」の下に「当該」を加え、同号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号中「日本農林規格並びに」を削り、同号中「第九十四条」を「第九十三条」に改め、同号を第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　日本農林規格に関すること。

第四十条中第八号を第七号とし、第九号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、第十二号中「医薬部外品及び医療用具の生産」を「医薬部外品、医療機器及び再生医療等製品の生産」に改め、同号を第十一号とする。

第四十一条の見出し及び第一項中「食品・環境課」を「食料産業課」に改め、同条中第十一号を第十三号とし、第九号及び第十号を削り、第八号を第十二号とし、第七号を第九号とし、同号の次に次の二号を加える。

十　農林水産部の所掌事務に係るバイオマスその他の資源の有効な利用の確保に関すること。

十一　食品産業その他の農林水産部の所掌に係る事業における資源の有効な利用の確保に関する事務の総括に関すること。

第四十一条中第六号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八　特定農林水産物等の名称の保護に関すること。

第四十一条中第五号を削り、第四号の次に次の二号を加える。

五　農林水産部の所掌事務に係る物質についての輸出の促進に関すること。

六　農林水産業とその他の事業とを一体的に行う事業活動の促進を通じた新たな事業の創出に関すること。